

インカム収益の再確認と経済の活性化

徳島 勝幸 CMA

1. はじめに

かつて保険会社や投資信託の経理において、「インカム配当原則」は会社間や商品間での競争に重要な影響を及ぼす存在であった。基本的な考え方としては、貸付金や債券から得られる利息収入、また、債券の償却原価法に基づく期間案分から生じる償還損益、そして、株式から得られる配当金収入等を、経常的に得ることのできるインカム収益として認識し、通常の契約者配当・分配金の原資として用いることとされたのである。それに対し、原価法ないし低価法に基づく金融商品の会計においては、売買による差損益は損益計算書に影響するが、評価益については認識せず、評価損も原価法の場合に認識しない一方で低価法では損益計算書に反映することが求められていた。これらの売却損益や評価損等は、必ずしも経常的な利益ではないキャピタル損益と理解されていたのである。保険会社の場合には、これらキャピタル損益を特別配当の原資とすることは、監督官庁の承認によって可能であったが、本来的には、将来の価格変動等に備えて準備金に計上すること等が望ましいと考えられていたのである。

過去に見られたインカム配当原則による弊害としては、ディープディスカウント債や幾つかの仕組み債に見られるように、デリバティブを活用す

ること等によって利息収入を相対的に高める一方、償還時の価値を本来の投資元本から減じたり可変するものが流行したのである。また、外貨建て債券に投資して円建ての債券より高い利回りを享受する一方で、為替等から生じるキャピタル損失については、株式等で得られる売却益で相殺することも行われていた。つまり、インカム収益を増やすために、キャピタル損益からの振替が日常茶飯事として行われていたのである。

ところが、金融商品に対する時価評価が導入されたことによって、インカム収益であろうが、売買損益であろうが、実現利益は損益計算書上では、ほぼ同等の扱いとなっている。評価損益については、満期保有目的債券等で認識しない場合があるものの、財務諸表へ影響が及ぶこととなっている。このように、現在では、インカム収益とキャピタル損益との区分に積極的な意味がなくなっているように見える。しかし、会計上の取扱いとして両者を区別する大きな意味はなくなっているかもしれないが、金融商品の根源的な意義において、インカム収益とキャピタル損益の間には、厳然とした差が存在しているのではなかろうか。また、金融危機によって市場の安定性が損なわれ、株価や為替が大きく変動するような局面においては、インカム収益こそが利益の王道として評価されるこ